

利用料金のご案内

- ・介護保険の法定利用料に基づく金額です。
- ・介護保険の適用を受ける場合は介護保険証の利用者負担割合に応じた額の支払いとなります。
- ・介護保険の支給限度額を超えるサービス利用料は全額利用者負担となります。

1) 訪問リハビリテーション 要介護1・2・3・4・5の方

全利用者に共通して加算されるもの

訪問リハビリテーション費	1回20分間リハビリテーションを行った場合に算定	☐ 308単位/回
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	利用者に直接提供する理学療法士等のうち勤続年数7年以上の者がいる場合に算定	☐ 6単位/回
★移行支援加算	日常生活動作等が向上し、社会参加を維持できる他のサービス等に移行ができる利用者がいる場合に算定	☐ 17単位/日

必要に応じて加算されるもの

短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療のため集中的なリハビリテーションを20分/日以上、2回/週以上実施した場合に算定 認定日又は退院（退所）日から3ヶ月以内	☐ 200単位/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症の方に対して認知機能や生活環境等を踏まえ、応用的動作能力や社会適応能力を最大限に活かしながら、当該利用者の生活機能を改善するためのリハビリテーションを実施した場合に算定。退院（所）日または訪問開始日から3ヶ月以内	☐ 240単位/日
リハビリテーションマネジメント加算（□）	3月に1回以上リハビリテーション会議を開催し利用者の状況等を構成員と共有し、進捗状況を定期的に評価し必要に応じ見直しを実施。計画内容を厚労省に提出しフィードバック情報を活用。	☐ 213単位/月
医師の説明	リハビリテーション計画について、事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。	☐ 270単位/月
退院時共同指導加算	病院や診療所に入院中の方が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に訪問リハビリを実施。	☐ 600単位/回

2) 介護予防訪問リハビリテーション 要支援1・要支援2の方

全利用者に共通して加算されるもの

介護予防訪問リハビリテーション費	1回20分間リハビリテーションを行った場合に算定	☐ 298単位/回
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	利用者に直接提供する理学療法士等のうち勤続年数7年以上の者がいる場合に算定	☐ 6単位/回

必要に応じて加算されるもの

短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療のため集中的なリハビリテーションを、認定日又は退院（退所）日から1ヶ月以内は40分/日以上、2回/週以上、認定日又は退院（退所）日から1ヶ月を超え3ヶ月以内は20分/日以上、2回/週以上実施した場合に算定	☐ 200単位/日
退院時共同指導加算	病院や診療所に入院中の方が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に訪問リハビリを実施。	☐ 600単位/回

★：R7年4月より新しく算定する加算

3) サービス利用料金の内容

□交通費	円/日	□公費
------	-----	-----

訪問リハビリテーション 要介護1・2・3・4・5の方（1割負担の方）

☐ 1回(20分) 331単位/日 ☐ 2回(40分) 645単位/日 ☐ 3回(60分) 959単位/日

	週1回(4日)	週2回(8日)
1回20分	¥1,347	¥2,693
2回40分	¥2,624	¥5,248
3回60分	¥3,902	¥7,803

※1ヶ月基本料金 (自己負担割合が1割の方の場合)

短期集中加算 退院（所）の日（ / ）から3ヵ月間（ / 迄）200円/日

	週2回(8日)	週3回(12日)
2回40分	¥6,875	¥10,313
3回60分	¥9,430	-

その他加算含

+

月約 円

介護予防訪問リハビリテーション 要支援1・要支援2の方（1割負担の方）

☐1回(20分) 304単位/日 ☐2回(40分)608単位/日 ☐3回(60分)912単位/日

	週1回(4日)	週2回(8日)
1回20分	¥1,237	¥2,474
2回40分	¥2,474	¥4,947
3回60分	¥3,710	¥7,420

※1ヶ月基本料金 (自己負担割合が1割の方の場合)

短期集中加算 退院（所）の日（ / ）から3ヵ月間（ / 迄）200円/日

	週2回(8日)	週3回(12日)
2回40分	¥6,574	¥9,861
3回60分	¥9,048	-

その他加算含

+

月約 円

※近江八幡市は地域区分が7級地（1単位：10.17円）となります。

※利用者負担割合に応じた額の支払いとなります。負担割合が2割の方は上記料金の2倍、3割の方は3倍になります。

※端数計算の処理上、実際の請求金額とは多少のズレが生じることがあります。

※当該事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に関する診療を行わなかった場合、1回50単位減算となります。
(入院中リハビリテーションを受けていた利用者の退院後1ヶ月に限り減算は適用されません。)

※同一敷地内建物等のご利用者又はこれ以外の同一建物のご利用者20人以上に訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、1月につき所定単位数の10%の減算、同一敷地内建物等のご利用者50人以上を行う場合は15%の減算になります。

※介護予防訪問リハビリテーションの方は利用開始日の属する月から12月超の場合、1回30単位減算となります。
(リハビリ会議の開催、LIFEを用いたデータ提出など要件を満たせば減算は適用されません。)

※退院(所)の日から起算して3月以内の利用者に対し医師の指示に基づき継続して行う場合は、週12回まで算定できます。

4) その他の自己負担額（介護保険）

①通常の事業の実施地域を超えた場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から1km毎に36円となります。

②訪問リハビリを開始するにあたって主治医の病院・診療所にて「診療情報提供料」が発生いたします。

③介護保険の訪問リハビリテーションを実施中に急性増悪等により一定基準の日常生活が悪化した場合は医療保険からの訪問リハビリテーションが14日間に限り受けることが可能です。
但し、1日1時間20分が上限、主治医の往診が必要です。